

兵庫教育大学と兵庫教育大学大学院同窓会との共同研究実施要項

平成21年6月24日
学 長 裁 定

- 1 目的
兵庫教育大学（以下「本学」という。）と兵庫教育大学大学院同窓会（以下「同窓会」という。）が連携して共同研究を実施することにより、学校現場の課題解決並びに本学の実践的な教育研究の進展に寄与することを目的とする。
- 2 申請者
共同研究の申請者は同窓会員に限る。ただし、在学生・大学教員等研究者・過去2年間連続で採択された者は申請者にはなれない。
- 3 申請方法
共同研究を申請しようとするときは、所定の申請書を、原則として当該実施年度の4月末日までに修了生・卒業生連携センターに提出するものとする。ただし、申請時には、共同研究を行う本学教員の了解を得ておかなければならない。
- 4 研究の選定
共同研究の選定は、本学の修了生・卒業生連携センター会議の下に「共同研究選定委員会」を設置して行う。選定の基準は、第1項に掲げる目的との適合性を判断するものとする。
- 5 研究組織
研究組織は、在学生を除く大学院同窓会員と本学教員で構成し、申請者が研究組織代表者となるものとする。また、研究組織の共同研究者として、申請者の所属する学校等における大学院同窓会員以外の者を、特例として加えることができる。
- 6 研究期間
共同研究の研究期間は、毎年5月1日から翌年の3月31日とする。
- 7 契約書
共同研究の実施を決定した場合は、修了生・卒業生連携センターと研究組織代表者との間で、契約書を締結するものとする。
- 8 研究経費
共同研究経費は、研究組織1件につき10万円を限度とし、本学が負担するものとする。
研究組織代表者への支払いは、大学院同窓会が代行して行い、本学から大学院同窓会に経費の総額を一括して支払うものとする。研究終了後の支出の確認は本学が行うものとする。
- 9 研究成果及び経費の報告
研究組織代表者は、研究終了後、速やかに所定の様式により、研究成果および経費に関する報告書等を修了生・卒業生連携センターに提出する。研究成果は、本学と同窓会会員との共通財産とし、原則として、別に定める方法により公表するものとする。
- 10 共同研究に係る事務
共同研究の実施に関する事務は、修了生・卒業生連携センターが処理する。
共同研究の申請及び報告等に係る文書の様式及び提出方法等は、修了生・卒業生連携センターで別途定める。
- 11 その他
平成21年度に実施する共同研究の申請については、第2項の規定にかかわらず、平成21年10月末日までに行うものとする。
本共同研究の取扱いは、「兵庫教育大学共同研究取扱規則（昭和59年11月7日規則第9号）」の規定にかかわらず、本要項の定めるところによるものとする。

この^{附則}要項は、平成21年6月24日から施行する。
附 則

中略

この^{附則}要項は、令和元年9月17日から施行する。
附 則
この^{附則}要項は、令和2年4月1日から施行する。
附 則
この^{附則}要項は、令和4年4月1日から施行する。